

### 第3回補充立候補制度等のあり方に関する研究会

平成19年8月9日

【蒲島座長】 時間になりましたので、ただいまから第3回補充立候補制度等のあり方に関する研究会を開催したいと思います。

皆さん、大変お暑いところをお集まりいただき、ありがとうございました。本日は全委員のご出席をいただいております。

それでは記者の方及びカメラの方はご退席をお願いします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。初めに事務局より前回の議事要旨のほか、各資料に基づいて説明をお願いいたします。

【嶋補佐】 それではお手元に配付をさせていただいております資料に沿いまして、ご説明をさせていただきます。資料は4つでございます。まず資料1でございます。こちらは前回の第2回の当研究会の議事要旨でございます。事務局の文責によりまして、こちらのほうで議事要旨として公表させていただいているものでございます。

次に資料2でございますが、資料2は本日の意見交換に用いていただくために事務局で取りまとめた論点案というものでございます。こちらについては、説明の都合上、後でもう一度ごらんいただきたいと思います。

先に資料の3をお願いいたします。こちらは外国の選挙制度におきまして、選挙の期日前に候補者が死亡した場合の措置等について、海外の事例を調査して取りまとめたものでございます。直接公選の大統領選挙において、選挙期日前に候補者が死亡した場合の措置等について、未定稿とあるものでございます。こちらは国政レベルの大統領選挙について調べてみたものでございます。まずごらんいただいている1枚目にはアメリカ合衆国の例でございます。アメリカ合衆国の大統領選挙につきましては、資料のほうでは民主党・共和党と掲げておりますが、各党のほうで各州の予備選挙、あるいは黨員集会を経て、全国党大会でそれぞれの党の候補が決まりまして、選挙人を選挙する一般選挙が行われまして、一般選挙で選ばれた選挙人が実際に大統領、副大統領候補に対して投票いたします選挙人投票が行われます。それが定められた時期において開票がなされまして、当選が決まり、定められた時期に就任式が行われるという一連の流れになっております。

この一連の流れの中で、大統領候補が死亡した場合でございますが、説明のところにも

書いてございますが、民主党または共和党の全国党大会において大統領候補者あるいは副大統領候補者が決定された後、選挙人投票までの間に当該候補者が死亡した場合は、それぞれの政党が全国委員会を開催するなどしまして、改めて候補者を決定するという形になっております。したがって、選挙人投票の前までであれば、候補者を差しかえるというようなことになるわけでございます。

選挙人投票の後でございますが、この場合につきましては、もう大統領あるいは副大統領候補に対する選挙人の実際の投票が終わっておりますので、死亡した者が当選という場合につきましては、大統領候補が死亡している場合には副大統領に当選した者が大統領になります。大統領になった副大統領が新しい副大統領を指名するという流れになっております。

大統領、副大統領、同時に欠けたような場合につきましては、これは憲法の規定、それから大統領職継承法という法律の定めに従いまして、それぞれ大統領職を行う順序というのが決められておまして、副大統領の次の順位は連邦下院議長、その次は連邦上院議長代行、その後国务長官という感じで、法定されている順に従いまして補充されていくという流れでございます。以上がアメリカ合衆国大統領の例でございます。

次のページでございますが、フランスの大統領選挙の場合でございます。フランスの場合につきましては、決選投票制度がとられております。第1回投票、第2回投票ということで分けて説明しておりますが、第1回投票の前に候補者の1名が死亡した場合には、選挙は延期されるということで、これはやり直しになるということだと理解しております。

また第2回投票には、第1回投票における得票数上位2名が進むわけですが、その1名が死亡した場合には、選挙全体が改めて行われるということで、第1回投票の最初の手続からやり直しになるという規定になっているところでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、3枚目は韓国の大統領選挙の例でございます。韓国の大統領選挙の制度では、政党推薦候補者と、それから選挙権者推薦候補者という候補者がいるということですが、まず政党推薦候補者が死亡した場合には、政党は候補者登録締切日後5日まで候補者登録を申請することができるという仕組みになっております。一方、選挙権者推薦候補者の場合につきましては、候補者の再登録を行うことはできないということでございます。

なお、候補者が最初から1人であったとき、また途中で欠けて1人になったときにおきましても投票が行われまして、その得票数が選挙権者総数の3分の1以上に達しなけ

れば当選人として決定することができないという規定がございます。以上が韓国の大統領選挙の制度でございます。

また、現在調査中ですが、地方公共団体の首長選挙において、候補者が死亡した場合についても、いくつか海外の事例がございます。

まずアメリカ合衆国でございます。アメリカ合衆国の場合、州によって当然異なっているわけでございますが、例えば、ニューヨーク州の知事選挙の場合につきましては、大統領選挙と同じく、予備選挙、それから一般選挙という順で決定がなされるということがございます。予備選挙の場合につきましては、予備選挙の7日前の午前までに候補者が死亡した場合につきましては、政党は新しい候補者を補充することができるという規定になっております。予備選挙の7日前の正午以降に候補者が死亡した場合には、そのまま投票が行われまして、当該死亡した候補者が当選したような場合には、政党は一般選挙に向けたほかの候補者を選任するという形になっております。

一般選挙の場合であります。一般選挙の場合もほとんど平行でございます。一般選挙の7日前の午前までに候補者が死亡した場合は、政党は、その場合には一定の届出の時期がございますが、新しい候補者を補充することができるということがございます。ただし、一般選挙の7日前の正午以降に候補者が死亡した場合には、そのまま投票が行われまして、当該死亡した候補者が当選した場合には、これは通常の州知事が欠けた場合における法律の規定がございますので、それに従いまして、補充がなされるという形でございます。ニューヨーク州で州知事が欠けた場合には、副知事が州知事の職務を行うということになっておりますので、その順序で補充されるという形になります。以上がアメリカの例でございます。

次に直接公選をとっている首長の例としまして、イタリアの選挙制度について調べてみましたけれども、選挙期日前に候補者が死亡した場合の措置等について定めた規定はないという結果でございました。

次に、韓国の例であります。韓国の広域自治体につきましても、やはり補充立候補制度については規定されていないということございました。なお、候補者が1人であったとき、または1人になったときにおいても、投票は行われまして、その得票数が投票者数の3分の1以上に達しなければ、当選人として決定することができないという規定がございます。韓国の場合、大統領は選挙権者総数の3分の1以上でございましたが、広域自治体の首長につきましては投票者数の3分の1ということを書き分けられているところでござ

ざいます。

以上が、外国の候補者が死亡した場合の措置等について現時点まで調査した結果でございます。

次に資料4をお開きいただきたいと思います。資料4につきましては、前回の研究会の議論の中で、過去の再選挙の事例について、どういう状況になっているのかということがございましたので、まとめてみたものでございます。1枚おめくりをいただきますと、過去、法定得票数を最多得票者が得られずに再選挙になった事例につきまして、どのような候補者が最終的に当選人となったかまとめたものでございます。

1枚目でございますが、奄美群島復帰に伴う暫定措置法に基づく衆議院議員選挙ということで、昭和29年の事例であります。この事例では再選挙になった場合には、当初の選挙で得票順位3位であった候補者が、再選挙では得票順位1位という形で当選になっている例でございます。

もう一枚おめくりいただきますと、次は大阪府議会議員、昭和46年の例でございます。これは再々選挙にもなった事例でございますが、当初選挙で得票順位3位の候補者が再選挙において得票順位1位という形になっております。さらに再々選挙になっていきますので、当初3位、2回目で1位だった候補者が3回目の選挙得票順位1位ということで法定得票を満たしまして当選という流れになった事例でございます。

さらにおめくりいただきまして、次は高松市議会議員選挙ということで、平成18年2月の例でございます。こちらにつきましては、当初の選挙で得票順位1位の候補者が再選挙においても得票順位1位という形で当選をしているということでございます。

さらに、1枚おめくりいただきまして、こちらからが首長選挙の再選挙の例でございます。千葉県富津市長選挙ということで、昭和54年の例でございますが、こちらの例では、当初の選挙で得票順位3位の候補者が再選挙で得票順位1位、法定得票数を満たして当選という形になっております。

次が奈良県の広陵町長選挙であります。平成4年であります。こちらは当初選挙で得票順位1位の候補者に対しまして、そのほかの候補者は再選挙では立候補せず、新規の候補者が出た例でございますが、当初の選挙1位の得票順位の候補者が再選挙で1位の得票順位で法定得票を満たしまして、当選しているということでございます。

さらに1枚おめくりいただきますと、札幌市長選挙、平成15年の例でございます。こちらは当初選挙で1位の候補者が再選挙でも1位の得票順位で法定得票数を満たして当選

していますが、新規の候補者が出ておりまして、新規の候補者が再選挙では得票順位2位という形になっている例でございます。

さらに1枚めくっていただきますと、最後のページですが、今回の統一地方選挙で事例がございました、宮城県の加美町長選挙でございます。こちらにつきましては、当初の選挙で得票順位5位の候補が立候補しなかったということで、順位的なものについてはそのまま得票順位1位の候補者が再選挙でも得票順位1位で当選したとなっております。

以上が過去、法定得票数を最多得票者が満たさずに、当選人が定められなかった場合の再選挙の事例でございます。

以上が、ご説明の資料でございまして、資料2のほうにお戻りいただきたいと存じます。資料2は意見交換に参考にしていただくためにまとめたものでございます。

まずこれまでの議論でご意見もちょうだいしていただいておりますが、補充立候補期間の届出期間の延長についてどう考えるかということがございます。

現行補充立候補の届出期間は選挙の期日前3日までとなっております。これを選挙の期日前2日までに延長してはどうかということが一つ検討されるべき案かと考えられます。また、こうした場合、長の選挙以外の選挙におきましても、同じように選挙の期日前2日までに延長するべきかどうかということも検討する必要があるかと考えられます。

また、比例代表選挙の名簿の補充期間につきましては、現行選挙の期日前10日までとなっておりますが、これも比例代表選挙以外の選挙につきまして、届出期間を延長するのであれば、こちらのほうにつきましても延長してはどうかということも検討する必要があるかと考えられます。

届出期間を延長する理由といたしましては、予定された選挙の執行にできるだけ影響を与えずに補充立候補の機会を拡大することのためには、現行3日までとされております期間を可能な限り延長することが適当ではないかということ、それから、メディア、インターネットが発達した現在では、補充立候補があった場合のその補充立候補者の政見等の周知に必要な期間というものも従来より短くて済むと考えられるのではないかとすることがございます。

ただ、しかしながら、選挙期日の前日までということになりますと、さまざまな面で困難ではないかということも考える必要があるかと思われまます。

なお、長の選挙とその他の選挙、比例代表選挙についてもメディアの発達、インターネットの発達という状況は変わりがないので、名簿の補充届出に係る周知に必要な

期間というのも、従来より短くて済むのではないかとすることはございます。

次に、補充立候補のための選挙期日の延期についてでございます。現行の制度では長の選挙につきまして、補充立候補届出期間の最終日現在で候補者が2人以上ある場合におきまして、候補者の死亡等によって、候補者が1人になった場合に選挙期日を延期するという制度になっております。

これにつきまして、候補者が1人にならなくても選挙期日を延期して、さらに補充立候補を認めることが1つの案として考えられるのではないかとすることがございます。

また現行では選挙期日の前日までに死亡した場合ということになっておりますので、選挙期日の当日、0時から投票所が開く7時までの間に死亡した場合につきましては、空白になっているわけでございますが、そちらの空白の時間につきましても措置をすることが適当ではないかということもございます。

選挙期日の延期でございますが、現行では当初の選挙期日後、5日に当たる日に延期することになっておりますが、これを選挙の期日後、7日に当たる日に変更してはどうかということも検討する必要があるかと思われま。

また長の選挙以外では、現行で補充立候補のための選挙期日の延期は採用されておられませんので、引き続き、長の選挙以外の選挙におきましては採用しないこととすべきかどうかとも検討事項かと思われま。

考え方についてでございますが、まず選挙期日の延期をする事由を1人にならない場合にも考えてはいかがかということでございますが、地方公共団体の長につきましては、当該地方公共団体の統括代表権を有して、幅広い事務を執行する独任制の機関でございます。住民生活にも直接影響を及ぼす強い権限を有しておりますので、長の選挙につきましては、実質的な競争性というものが確保されることが必要ではないかと考えられます。

一方、そうは申しましても、選挙期日の延期というものは有権者、候補者に対しても大きな影響を与えますので、できるだけ選挙期日の延期というのは限定されたほうがいいのではないかと考え方もあろうかと思われま。

この点、考えられる案といたしましては、現行では候補者が1人になったときに延期するとなっておりますが、例えば政党公認候補者が死亡し、また辞したものとみなされたときに限り、選挙期日を延期するという案はどうかということがございます。

それから、選挙期日の延期の仕組みについては、現行のまま候補者1人になった場合のみ延期するということといたしまして、ただ補充立候補期限経過後の補充立候補が可能な

い段階で、候補者が死亡し、または辞したものとみなされたときは、法定得票数を加重するという考え方で、投票総数の一定割合上の得票を要求するという考え方はどうかということもございます。こちらのほうは後ほどまたご説明いたします。

なお、選挙期日当日の0時から7時までの空白を区別する理由については、これはないのではないかと考えられます。

次に選挙期日を延期する日数でございますが、現行では延期後の選挙期日が平日金曜日となりますので、事実上、有権者の選挙権の行使が困難ではないかと考えられるところがございます。また、選挙期日の延期の場合には、選挙管理執行機関に当然負担がかかるわけでございますが、まだしも日曜日のほうがその管理執行上の支障というのも少ないのではないかと考えられます。

次に、ほかの選挙でも同様に考えるべきかどうかでございます。まず、集散的な行為が段階を経て積み重ねられて、当選の決定に至るとというのが選挙という全体の積み重ねの手続というものがございまして、そうした選挙という手続行為全体が、現行の仕組みでは選挙期日に投票を行うということを前提に構築されていますので、選挙期日の延期にはそもそも慎重であるべきだと考えられるのではないかとございます。

長の選挙につきましては、先ほど申し上げたような理由で、選挙期日の延期ということの理屈も考えられるわけでございますが、議会の議員の選挙につきましては、そこまでの必要は認められないのではないかとございます。

また議員の選挙につきましては、選挙期日を延期するということを考えますと、現行の選挙期日というものは選挙区ごとに設定をされているものではございませんで、その選挙区だけの選挙期日を延期するわけにもいきませんし、また、必要がない選挙区も含めて、全選挙区の選挙期日を延期するということは制度としては不適切ではないかということもございます。特に国政選挙の場合につきましては、当初予定されていた期日どおりに選挙を執行するという政治的な要請が強いのではないかと考えられます。

次に選挙期間中に候補者が死亡した場合において、それまでに行われた期日前投票・不在者投票のやり直しを認めるべきかどうかについてでございます。

まず、制度的な考え方ですが、この期日前投票、不在者投票というものは、複数投票日制を採用したのではなく、選挙期日に投票を行うという原則のもとで、選挙期日に投票できない有権者の投票の機会を確保するための例外的な措置でございます。候補者が確定する前に投票するというものを織り込んだ上で、例外的に投票を認めている制度でございます。

ますので、やり直しを認めるためには合理的な説明が必要ではないかと考えられるところ  
でございます。

なお、現行制度では、死亡し、または辞したものとみなされた者のほかに、例えば選挙  
期日前に立候補届出が却下されたような候補者に対する投票も開票の段階で無効になりま  
すし、あるいは選挙期日まで却下、抹消されなかった場合におきましても、開票の段階で、  
被選挙権がなかったということになりますと、被選挙権がない候補者の指名を記載するこ  
とはやはり無効になるということがございます。

次に、やり直しについてどう考えるかということですが、既に投票された期日前  
投票というのは、投票箱の中に投函をされておりますので、投票を区別することはできま  
せん。また不在者投票につきましては、やはり投票の秘密を侵すことにつながりかねませ  
んのので、やり直したい人だけ区分してやり直すということは不適當ではないかと考えられ  
ます。したがって、やり直す場合には、すべての投票についてやり直すという仕組み  
にせざるを得ないのではないかと考えられます。

また、やり直す場合をどうするかということですが、死亡等をした候補者が有力  
であるか、あるいは有力でないかを事前に区別することはできませんので、やり直す場合  
には、どのような候補者が死亡した場合でも、一律に、平等にやり直すこととするほかな  
いのではないかと考えられます。

その場合、一律にやり直すこととする場合には、そのケースにおきまして、やり直した  
いとする有権者の意思には沿うことに当然なるわけでございますが、やり直したくない  
とする有権者もいらっしゃるわけでございますので、その場合には意思に反するのでは  
ないかということがあります。

またやり直す場合につきましては、既に行った投票行為自体をなかったことにする必要  
がございますので、やり直したくないと考える候補者にとってみましては、何らの落ち度  
もないのに、いきなり投票行為自体なかったことにされてしまうということになるという  
ことで、慎重に考えるべきではないかということもございます。

また、投票当日に投票できないので、期日前投票、不在者投票を行っているわけであり  
ますから、選挙期日までに再度、期日前投票所なりに行きまして投票する実質的な機会と  
いうのが確保される必要があるのではないかということも検討する必要があるかと思われ  
れます。

またやり直しをすれば、当然、二重投票の恐れがない制度設計とする必要がござ



います。

このほか、無効投票率が一定率以上であるということを再選挙事由とするということについて、研究会の中でもご議論されていたところでございます。具体的には、長の選挙におきまして、選挙の結果、無効投票率が一定率以上である場合には選挙をやり直すという仕組みが考えられないかということでもございました。

こちらにつきましては、まず補充立候補制度というのが現在認められております。候補者の死亡後、補充立候補が当然予定されているわけでもございますし、現実になされるわけでもございますので、その場合には補充立候補者を含めた新しい候補者群の中から選択して、投票がなされるべきというのが現行制度の考え方でございます。したがって、死亡後も引き続き死亡した候補者への投票を認めて、その無効投票を有意なものとして取り扱うということは、補充立候補を認めている制度の趣旨に反すると考えられるのではないかと考えてございます。

また、無効投票にはさまざまなものが含まれておりますので、それらを全体として特定の意思が表明されていると考えるのには無理があるのではないかと、ボイコット運動が起こるおそれがあるのではないかと、現実の制度設計としまして、無効投票率の設定が困難ではないかと、また長の選挙に限定する事由というの見出しにくいのではないかと、このことについてどのように考えるか、検討していく必要があろうかと思われまます。

これにつきましては、先ほども少し触れましたが、長の選挙におきまして、補充立候補期限経過後の補充立候補が既にできない段階で、候補者が死亡し、また辞したものとみなされたときは、現行の法定得票数というものは有効投票の4分の1以上の得票となるところであります。それを加重いたしまして、有効投票と無効投票を合わせた投票総数の一定割合以上の得票を当選人の要件とするということを考えてはどうかということがございます。

これにつきましては、加重することについてどう考えるかということ、それからやはり無効投票についてはさまざまなものがございまして、そういったものについてどう考えるかということ、それから、候補者が死亡しない場合、あるいは長以外の選挙の法定得票数のあり方に波及するものではないかということが考えられるところでございます。

次に、いまお話した点とも関連をして考えると考えますけれども、死亡した候補者等に対する投票を引き続き有効として取り扱ってはどうかという議論もございました。そのよう

にいたしますと、死亡した候補者が当選した場合には、当然再選挙になりますし、死亡した候補者に対する投票も有効といたしますと、最多得票者でも法定得票数を獲得できないというケースが増えてくると考えられますので、そういった場合には再選挙になるということでございます。この場合には候補者の死亡にかかわらず、引き続き候補者として取り扱うわけでございますので、現行の長の選挙に係る補充立候補制度というのは必要なくなるのではないかと考えられるところでございます。

この考え方につきましては、現行の選挙制度は投票により公職につく者を選ぶ制度でございますので、公職につくことができない死亡者への投票を認めるというのは制度目的に相容れないのではないかと議論が1つございます。

また、死亡した以後も当該死亡した候補者に対する得票を有効と扱うわけでございますので、選挙期日の公示又は告示の日の翌日の期日前投票の段階から、現行の投票日と同じという考え方につながってくると考えられますので、選挙期日に投票を行うという現行法の原則との関係はどうかということもございます。

また、長の選挙について、少なくとも我が国の制度、それから実際上を考えてみますと、個人を選ぶ選挙ということになっておりますので、死者に投票し続ける制度は不自然と考えられるのではないかとございます。先ほどアメリカの制度もごらんいただきましたが、アメリカにおいては政党を選ぶという認識が有権者のほうにもあるのではないかと考えられるところでございます。

またこうした考え方をとった場合には、長の選挙に限定する事由というのは見出しにくいのではないかと考えられるところでございます。

以上が補充立候補の関係でございまして、次でございしますが、これは当選人が定められなかった場合の再選挙の関係でございます。

これまでご議論いただいた中から申し上げますと、まず、現行の長の選挙の法定得票数を4分の1から6分の1に引き下げるという案が一つございました。その他の考え方としては、決選投票制度を導入してはどうかということがございますが、最初の法定得票数と決選投票に進む人数でいろいろな案が考えられるところでございます。

例えば、長の選挙につきまして、法定得票数を2分の1に引き上げまして、上位2名の決選投票。もう一つは、法定得票数は現行どおり4分の1以上としたまま、上位2名の決選投票。さらに、法定得票数は4分の1のまま、上位4人による決選投票制度を導入するというような案等がそれぞれ考えられるところでございます。

これらを検討するにあたってのそもそもの問題意識ということについては、まず、現行の再選挙制度に対しまして、再選挙が繰り返される場合には、首長不在の期間が長期化するという懸念が示されているところがございますが、先ほどごらんいただきましたとおり、首長選挙で再選挙になった事例は過去4例で再々選挙になった事例は1例もないということについてどう考えるかということがあります。

それから決選投票制度は過去に導入されたことがございますが、実益に乏しいということで廃止された経緯があることについてどう考えるかということがあります。

また現行の再選挙制度では当然別の選挙になりますから、当初の選挙に立候補していなかった者も再選挙には立候補することができますが、そうしたことについてどう考えるかということがございます。

法定得票数の引き下げにつきましては、これまでの研究会の議論の中でもございましたが、法定得票数を引き下げた場合につきましては、極端に少ない得票の候補者が当選人として定められることになりまして、選挙人の代表たるにふさわしくないということになるわけがございます。再選挙、再々選挙を防止するというを目的に、これを引き下げることは適当ではないのではないかとございまして。

決選投票につきましては、まず純粋形であります法定得票数2分の1、上位2名の決選投票につきましては、絶対多数の支持に基づくという考え方の原則に戻るとすると、この案のように、法定得票数2分の1に引き上げるということではないかと考えられます。しかしながら、長の選挙で法定得票数を2分の1に引き上げますと、1回目で当選人が決まらない事例というのが頻発するのではないかと考える必要があらうかと存じます。

その他の2案でございますが、現行の法定得票数4分の1のままであれば、過去4例しかございませぬので、2回目の決選投票に進む可能性は低いと考えられます。2回目の決選投票で必ず当選人を決める、あるいは決まるということでございますので、そういった視点からしますと、現実的な制度設計の1つではないかと考えられます。ただ、一方、決選投票というのはもともと過半数をとる、絶対多数主義という考え方がもともとあったわけでございますので、制度設計の理念についてはどう考えるかということがございます。

考え方としまして、過去の再選挙ということになりますと、先ほども見ていただいたとおり、必ずしも親選挙における上位2名の候補者が当選しているとは言えないということでございますので、上位2名の決選投票ということについてどう考えるか。2回目で必ず

当選人を決めるための仕組みということで考えれば、上位2名に限定する必要はないのではないかとすることも考えられないかということで、法定得票数4分の1、上位4名の決選投票という考え方も挙げさせていただきました。

以上、すみません。長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

**【蒲島座長】** ありがとうございます。

事務局のほうで詳しく説明してくださったので、何を議論しなければいけないかというのがより明確になったのではないかと思います。これから意見交換に入りたいと思います。どうぞ自由に意見を述べていただきたいと思います。

どうでしょうか。一つ一つやっていきますか。それとも一緒にやりますか。

**【谷口委員】** 補充立候補の問題と、それ以外の問題に分けて議論してはどうでしょう。

**【蒲島座長】** そうですね。じゃ、補充立候補の問題を先に意見交換をしたいと思いません。

**【谷口委員】** 前回の長崎市の選管の事務局長さんのお話を聞いておりますと、やはり一番大変であったのは、期日前投票のやり直しというものの要求が非常に、それをどうさばくかというのに苦勞したというのが私の印象に残っております。

今回の参院選挙でもおよそ10%の期日前投票の得票率があったと。おそらくは当初、私がこの委員に就任したときにはあまり予想していなかったことなんですけれども、期日前投票をどうこういったケースでさばくかということが相当大的な問題になってくるんだろうと思います。

そういった観点からただいまのご説明を聞いておりますと、それぞれの考え方について、いずれもネガティブな印象をお持ちなのかなというような感想を持ちました。そこで、例えば仮に補充立候補の期間を延長するとかいうような話になってくると、これはますます期日前投票の無効票が増える可能性が高まってくるわけですね。この期日前投票をしてしまった人というのは、どういうふうに救済すべきだと事務局のほうでお考えなのか、少しご意見をいただければと思います。

**【蒲島座長】** いかがですか。

**【嶋補佐】** 特に案ということでもないのですが、切り口といたしましては、制度的なものとしてご説明したとおり、現行の期日前投票、不在者投票というものは、複数投票日制を採用したものではなく、選挙期日に投票を行うという原則のもとで、選挙期日に投票できない有権者の投票の機会を確保するための例外的な措置だということをどの

ように考えるかが一つございます。また、やり直す場合につきましては、やり直したい人だけ、あるいはやり直したい人が多いと一般的に思われるときだけやり直すというふうなことについては難しいのではないかと考えられることになりますので、ですから、やり直すということについての有権者の意思に沿うということのメリットと、あるいは同時にやり直したくないと考える有権者の方、必ずいらっしゃるわけでございますので、その場合のデメリットといたしますか、意思に反するというものについてどう考えるかということではないかと思えます。必ずしも否定的ということではありませんで、やり直すこととする場合には、当然それまでの投票を実質的にはなかったことにして、再度投票を再開するという形にせざるを得ないと考えますので、その場合、選挙期日が直前に迫った段階でやり直しということになっても、実際にはやり直せないということが考えられますから、やり直すこととする場合については、現行の仕組みよりも選挙期日をより幅広い場合に延期をして、実質的に再投票の機会が確保できるような仕組みにする必要があるのではないかと考えるところでございます。

ただ、その場合には、選挙期日を延期する場合というのが、今よりも増える可能性がございますので、選挙期日を延期するということについてのメリット・デメリットといたしますか、いい点、悪い点についてあわせてどう考えるかということが問題になってくるのではないかと考えております。

【蒲島座長】 いいですか。

【谷口委員】 ええ。やり直しは多分事実上難しいんじゃないでしょうか。特に選挙管理委員会としては。

【蒲島座長】 選挙期日の3日前までというのを選挙期日の2日前までに延長するということに関しては、有権者側から見れば、なるべく短くしたほうがいいでしょうし、選挙管理の方面から見ると、あまり短くしてもやっぱり困ると。そういう意味では、2日というのは選挙管理のほうから見ると、どういう感じですか。十分対応できる期日でしょうか。

【小島委員】 実際上、特に本籍地照会への対応が中1日しかないことで、今即日開票ということでやっているケースが多いわけですので、本籍地へ照会を出して、本籍地から回答をもらおうとしたときに、時間的にかなり厳しいということになります。ですので、即日開票をやったとしても、選挙会の期日を別の日に移して、当選人の決定は別に行うというようなことも想定しなければいけないということで、公職選挙法にございます79条の開票事務と選挙会事務の合同という規定がなかなか使いづらくなってくる。こういうケ

一スは特異なケースですから、そういう形でもいいのかなと思いますけど、かなり厳しいといえば厳しい。ただ、いろいろな観点から見て、それが適切ということであれば、選挙管理委員会側としては何とかやらざるを得ないと、そんなふうに考えております。

それから戸籍謄本ですとか、供託は、候補者サイドが準備するにしても、自分の住んでいるところと本籍地が一緒の場合は、基本的には大丈夫でしょうけれども、かなり遠いところだと、それを取り寄せる手間ですとか、そういったものが間に合わない。郵送等ですと、かなり時間を有するケースもございますので、だれかが行ってとってくる。そういうケースも想定されますので、実際問題としては厳しい部分もなかなかあるのかなという感じがしておりますけど、議論を深めていけばいいのかなと思います。

【蒲島座長】 ほか、いかがですか。

【米委員】 今の町村の2日前までにすれば、今おっしゃったように、かなりいろいろ難しい面が出てくるとは思いますが、何とかぎりぎりのところで対応できるのかなと思います。

【蒲島座長】 今のこの問題の一番大きいところは、供託とか、戸籍謄本とか本籍地照会の期限的な問題かと思いますが、これは事後的に行うことはできないのでしょうか。特殊なケースとして。今はこれを持っていかないと、受け付けないのでしょうか。

【大竹委員】 受け付けないですね。

【小堺オブザーバー】 ちょっとお話ししたいんですけど、大体投票日に即日開票をやっていますよね。前の日が土曜日。大体原則、閉庁日なんですよ。市役所なんかやっていますので、そこで今、いろいろお話が出てくるような、現実に戸籍謄本がとれるのか。それから本籍照会をした場合に、照会先になる相手の市町村がちゃんと戸籍を調べて、回答してもらえるのかとか、現実の問題としてはそういう問題があることはあるんですね。ですから、その辺について、もう少し何か事務的な対応方法をちょっと考えておけば、先ほど来話が出ているように、2日前でも管理側は何とかできるかもしれない。候補者側のほうは先ほども、前にも一度お話ししたように、供託所がやっぱり土曜日やっていないんですよ。そうすると、供託書の要らない町村議員選挙は別にして、そうじゃない選挙はやっぱりどうしてもそれをとらないと、供託しないと立候補届ができない。現実にはそういう問題があることはある。その辺のところを実務的にどううまく対応するか考えて、何とか目鼻がつくのであれば、2日前でもいいのかなという気はします。

【玉置委員】 供託の関係でございますけれども、首長選挙とか、そういう場合にも、

あらかじめ法務局とかそういうところに話しておけば、その日に供託することも可能なことは可能でございます。

【小堺オブザーバー】 事前に調整さえしておけば、例えば市町村の選挙であれば、供託所というのは大体決まっていますから、あらかじめこういうような予想されることがあるので、この日もそういったケースが発生した場合には対応してくださいということを事前に調整しておけば多分可能だろうと思います。都道府県の場合も、その辺は何とかできるんじゃないのかなという気はいたします。

【大竹委員】 それでここは期日前2日ですから、金曜日なんですね。

【小堺オブザーバー】 そういった意味で、前日の土曜日になりますと、そういった事務がとれないものが出てきますけれども、金曜日ですと、供託も、あるいはとれるんじゃないかと。

【蒲島座長】 金曜日、5時までであれば可能。そういう意味からすれば、2日前というのは、先ほど申し上げたように、対応の方法さえ、あらかじめ考えておけば、2日前でもできるんじゃないのかなという気はしますね。

【大竹委員】 それから今おっしゃった直前にとれるのかというお話がありましたけれども、それは今でも同じ制度ですね。期日前3日であっても、3日のぎりぎりの段階で補充立候補の事由が生じてくれば、同じ状況ですので、3日であろうと、2日であろうと、それは理由にはならないだろうと思いますね。

むしろ問題があるのは、その2日でほんとうに候補者が運動できるのかという問題があると思いますけれども、町村の選挙ですと、2日でもいけるとは思います。市の選挙になりますと、3日程度が必要だという議論も出てくるかもしれませんが、そのところを候補者側についてもなるべくぎりぎりのところまで立候補を認めるということで2日確保していくと。

【蒲島座長】 3日から2日にすることによって、こういうケースが起こる可能性が随分減少することはありますか。候補者が2日前までに補充できるということであれば。

あと、長の選挙以外の選挙をどうするかということはどうでしょうか。

【大竹委員】 補充立候補の期間を延長するという方向に進むのであれば、長とそれ以外の議員とを区別する特段の理由はなかろうと思います。技術的に可能であるという前提に立つのであれば、議員についても、そこまで延ばしたほうがよろしいのではなかろうかと思います。

【蒲島座長】 今、皆さんのご意見をお聞きしていると、選挙管理上も、選挙期日の2日前までだったら可能だというご意見が多いような気がします。この論点についてはほぼ合意があるのかなと思います。

問題は次ですよ。候補者が亡くなったとき、2人以上あった場合でも選挙期間を延期するかどうかということ。ここの部分が一番難しいような気がしますけど、これについて少し時間をとってご意見をお伺いしたいと思います。

【只野委員】 実際に延期するとなると、やっぱり日曜日ということにならざるを得ないと思うんですが、前にもちょっと出ていたと思うんですが、それぞれ選挙の運動期間が違いますけれど、1週間延期するということについては、影響というのは結構あるような気がするんですけど、どうでしょう。運動期間がうんと長ければ比較的小さいと思うんですが。

【嶋補佐】 現在、首長の選挙につきましては、都道府県知事が17日間、政令市長選挙の場合は14日間、一般市長の選挙が7日間、町村長の場合が5日間という形になっております。選挙期日が延期される場合には当然選挙運動期間も延期になりますので、一番バランスが悪いと思われるのは、町村長の選挙の場合。当初選挙運動期間は5日間でございますが、延期されるのは逆に7日間ということになりますと、当初より長い期間延期されるという問題は出てまいります。

その場合、候補者の方からしますと、選挙運動期間が長くなるということで、その部分が負担になるということについては、ご指摘のとおりだと考えられます。また、有権者の側から見ますと、政見を周知するための選挙運動についてどう考えるかという問題もございしますが、選挙運動がやられている期間というのが長くなりますので、負担に感じる有権者の方ももしかするといらっしゃるかもしれないということもございします。

【蒲島座長】 先ほど市町村の場合を7日間にするということの問題点はわかったんですけども、でも日曜日にするという観点から言うと、延長するとすれば、やっぱりどう考えても7日間ですよ。

【嶋補佐】 ですので、選挙運動期間が延びるというようなことのデメリットももちろんあるわけですが、1つの考え方としまして、そもそも有権者に投票していただけないのでは始まらないということもございしますので、有権者の方に投票していただきやすいということを現実の問題として考えますと、やはり日曜日だということになるのであれば、デメリットもありますが、有権者の便宜を一番に考えて、延期後の選挙期日も設定



できるようにするという考え方はあるのではないかと思います。

【小島委員】 選挙運動期間が延びるということは、新しく立候補された候補者の政見と、既に立候補されている方の政見を有権者が比較検討する時間もできることとなりますので、そういった側面でもいいのかなということと、それから管理執行の側面からいっても、多少、時間的余裕ができたほうが扱いやすくなるのかなと、一応思います。

で、日曜日というのはもう定着していますし、これを外すということはできませんので、町村の選挙も含めて、すべて同じようにされたほうが扱いやすいというか、わかりやすいのかなというような感じは一応持っております。

【大竹委員】 補充立候補の場合の一番の限界事例は、金曜日に補充立候補して、土曜日に運動して投票日となりまして、それと比べますと、この1週間というのはいかにも長いという感じがしますし、それから特に町村長の場合には5日間の選挙の期間がプラス7日間ということは極めて長いような感じがしますがけれども、一方で、こういった事例が生じた場合において、選管側の管理執行の体制からいきますと、当初全く予定していなかった事態が生じてきまして、投票所の設定から開票所の設定から、一からやり直しということになりますので、そういった意味では管理執行面から1週間程度間を置くというのもやむを得ないのかなという感じがいたします。

【蒲島座長】 ただ、この前の長崎市の選管の事務局長の西崎さんのご意見だと、1週間延びたら参ってしまうという話もありましたね。これは何十年に1回かのケースだと思いますので、やっぱり参ってしまうてもやらなければいけないのかもしれない。

それから、もっと大事な問題は、候補者が有力であるなしにかかわらず、選挙期日を延期というんですか、この問題をどう考えるかが多分一番補充立候補制の問題ではないかと思えますけど、これについて皆さんのご意見はいかがでしょう。

例えば有力であると、有力でないというものを政党公認で区別したらどうかというのが1つの考え方。政党が公認していなければ、みんな無所属ですから、それは例えば自民党というふうに仮定すると、自民党に近い有力な候補者の人が亡くなられたとすると、それはやっぱりその政党が公認していなかったの、あるいは推薦もしていなかったの、ほかと同じように扱わざるを得ないと。政党側のリスクというものをそういう感じで見てみるのかなと。多分、この大きな問題というのはその部分だと思いますね。有力でない人が例えば10人立候補していて、そのうち1人の方が亡くなられたとすると。そしてそれをすべて1週間延期するのとかと。そのところですよ。

【玉置委員】 　ただ、首長選挙に関しては、公認というか、今広く支持を求めるところで、無所属で立候補する方が非常に多いというのが現実だと思いますね。ですから、その政党公認候補者が死亡した、政党の公認候補者が必ずしも首長選挙で多いということではないと思います。

【小島委員】 　首長選挙では、基本的には、背景には政党があったとしても、無所属で出て、それでいろいろな団体が集まって、確認団体をつくって、それが実質的な選挙運動をして当選させるという形になっている。川崎市の首長選挙では、ずっと政党公認というのは今までなかったわけです。

【大竹委員】 　それから現行の公職選挙法の体系の中で、比例は別ですけど、衆議院の小選挙区選挙以外は公認ということに特段の意味は持たせていないという体系がつくってありますので、それでこのところだけ公認候補であるか否かによって、差をつけていくというのは、今のところ体系上は非常に難しいのではないかという気がいたします。

【蒲島座長】 　そうすると、候補者側にそれが有力か有力でないということが区別できないとすると、次、有権者側がどう考えるかということになりますね。投票総数の一定割合以上の得票をとったときに、当選の要件とすると。ちょうど韓国の例と似ていますが、さっき韓国の例が、投票総数の3分の1となっていましたけれども、この場合は、有権者が再選挙しなさいということの意味しているということですかね。その問題点は先ほどあったように、ほかの白票をどう考えとかがいろいろあるということですね。

【大竹委員】 　ただ選挙は候補者の顔ぶれによって、得票率がいろいろ変わってきますし、同じ候補者でも、他の候補者で有力者が出るか出ないかによって、得票数はぐっと変わってきますものですから、たまたま候補者の中の1人が死亡して、そのことによって法定得票数が加重されるということについて、ほんとうにそれは公平なんだろうかという感じがしますね。有力でない候補者が死亡した場合に、その人が死亡しようとしまいと、極めて接近した選挙をやっているという場合においては、得票率はみんな下がっているわけですね。その場合に、その方が死んでいなければ、当選できたのに、死亡したことによってハードルが高くなって、法定得票率が高くなって、当選できなくなるということも出てくるわけですね。

【蒲島座長】 　だから、この問題が一番難しいなと思ったのは、その有力でない候補者が亡くなったときに、じゃ、1週間延ばしますといった非難みたいなものが当然考えられるのかなど。

【只野委員】 1週間延ばしますと、やっぱり期日前投票はやり直しというほうがすっきりした解決になるのでしょうか。それとも選挙期日前1週間延期したときに、期日前投票は全部やり直すという話は議論の余地があると。

【嶋補佐】 そこは、やり直すという場合に、選管のほうではどんな候補者の方が亡くなったのかというような区別ができないと考えていますので、亡くなられた方によって、やり直したい人が多い場合、あるいはやり直したくない人のほうが多い場合といろいろなケースがございますので、やり直さないという考え方もありますし、それでもやり直すという考え方もあります。

【只野委員】 やり直すとすると、全部やり直すだけじゃない。

【嶋補佐】 それは現在は期日前投票については、1つの投票箱に入っていますから、ある候補者に対して投票した人だけやり直すというのは、不可能だと考えておりますし、死んだ人を選んで、この場合はやり直す、この人の場合はやり直さないというのは、選挙を管理執行する側の判断というのは不可能ではないかと考えます。

【蒲島座長】 多分、この点をいい形で決めれば、ほとんど問題は解決するような気がするんですがね。

【只野委員】 なかなか区別は難しいかなという感じがしまして、実際に候補者が死亡するという自体、非常にまれだと考えると、割り切った考え方としては、延期するというのも一つの選択肢かなという気もするんですが。

【蒲島座長】 例えば東京都の知事選を考えた場合、東京都が1週間延ばすと。ある有力でない候補者が死亡したと仮定して、どんな感じでしょうかね。選挙管理上の問題は。

【米委員】 実際、今回の知事選で14人立候補されましたね。その中で……。

【蒲島座長】 最下位の人と考えて。

【米委員】 その方が例えば亡くなったときに、今までは1人になったときということの規定がありますので、14人のうちの有力でない候補者が1人とか、2人亡くなったときに、それを延長するとすれば、言葉は悪いですけど、かなり意味のない延長になってしまうのかなという気がしますね。

だからといって、有力な候補、有力な候補でないということではできないと思いますので、期間を延長するという点については、ある程度現状を踏まえてもいいのかなとは思いません。

【小堺オブザーバー】 いいですか。やはり多分、13番目、14番目の得票の候補者

が亡くなった場合に延期となったら、何でそんなむだなことをするかという、非難ごうごうだろうと思います、実際には。だから、期日の延期というのは、ほんとうにごく限られたケースにしたほうがいいんじゃないのかなという気がしますけれど。

今でもいろいろお話が出ているように、前の日に亡くなった場合どうするんだということ。この場合には今の制度でいけば、その日にその人に投票した投票はすべて無効になるという仕組みをとっているわけですね。そのことについての批判というのはあまり聞かないですね。たまたま今回、長崎のああいうケースがあったので、初めてそういうことになったので。

いろいろなことを考えると、選挙の制度を運営していくためには、今の制度というものも、それなりの意味があるのではないかなという気はいたします。

例えば投票日過ぎてから、当選人が決定するまでの間に亡くなる場合だってあるわけで、あるいは得票上は当選人に決まって選挙会までの間になくなるというケースもありますし、選挙会が終わって、その時点で亡くなったというケースも実はあるんですね。当選人が死亡しちゃったような場合もあるので、そういうようなことをいろいろ考えると、やはりある程度のところで、制度としては切らざるを得ないんじゃないのかという気がします。その場合に、先ほどお話のありました投票数の一定割合を当選の要件とするというのも、何かこれも難しいような気がするんですね。確かに有力候補者が何人かいて、その中の1人が亡くなった場合というのは、大竹さんが言われたように得票率が下がるんですね。その場合に当選に必要な得票数を上げるということになると、場合によると先ほど言われたようなケースも出てくる可能性もありますので。

【大竹委員】 私が申し上げたのは、全く有力でない方が亡くなった場合に、候補者の顔ぶれによって得票率が変わってきますから、熾烈な闘いをやっているときには4分の1、ぎりぎりのところに皆さん集まってくるんですね。だけど、全く有力じゃない方の影響によって、それが法定得票数が上がって、当選できるはずが、当選できなくなってくる可能性がある。

【小堺オブザーバー】 そうですね。そういうケースも考えられなくはないですね。

【大竹委員】 そういうことが制度として認められるんだろうかということですね。

【仲道オブザーバー】 すみません、いま議論されている候補者が1人にならなくとも延期するということと、延期を7日とすることというのは、切り離して考えるのか、連動したものなのか。つまり、選挙期日を延期する場合というのは、延期の要件が現行のまま

でも、今の延期の制度を7日にするというのか、それとも連動させて7日にするというのか、そこはどういうふうに整理されているのか。

【嶋補佐】 それは必ずしもセットではないと思います。延期の要件を変えないので、延期を7日にできないということではないだろうと考えております。

【仲道オブザーバー】 セットじゃないですね。延期の要件を変えたら、延期期間も7日にするということでもないんですね。

【嶋補佐】 それは考え方としては別の考え方ができると考えます。

【仲道オブザーバー】 私もさっきの東京都の例で、例えば13番目の方が候補者で亡くなったということで、それを当てはめて期日を延期するというのは、多分一般的には受け入れられないだろうかなと、そんな感じもするんです。だけど、長崎みたいな場合のケースはどうなのといった場合、やっぱりその起きたときのものによって、そこのところは少し、多分受けとめ方は違う。だけど、それを制度化するには、やっぱりちょっと、2人以上あっても、期日を延期するというのはちょっといかがかなと、現実問題として、今のままのほうがいいのではないかと。かといって、現実、長崎なんかの場合に、あれが2日前までだったら、もう立候補ができなかったと。選挙の結果、有効投票であると、どうしてもそれは当選者が出てくる可能性がある。例えば町村の選挙なんかで、3人いて、大変有力な方が亡くなったといった場合に、2人だけで選挙をやれば、当然有効投票の4分の1ですから、投票総数でやればなれなかったのに、有効投票であれば当然、その当選人になると。そこのところの問題というのは残るのかなと。

そうなると、選挙部の方々はどういうふうにお考えになっているか、私も全くわかりませんが、投票総数の一定割合を当選の要件とすること云々のように、何か要件をかけるのは、前、大竹さんもちょっと言っていた、無効投票の問題というのは、ちょっと理屈をつけるのも非常に難しいのかなと。外国の制度も若干これに類したものがあるので、そこに何か根拠を置いてできるような構造があるのかないのか、そこのところ、今いろいろとご意見を伺って、そんな感じをちょっと受けております。

【大竹委員】 たまたま別の候補者が亡くなった場合において、当選するための要件を加重することに、法的な合理性とか、そういう観点から受けられる話だろうかというのが非常に疑問なんですけど。

【只野委員】 ちょっと説明がつけにくいような感じが私もするんですが、初めから例えば登録有権者の何%が法定の最低要件だということであれば別ですけども、この場合

だけ無効票をカウントするというのは……。実質的には期日前投票でたくさん投票しているから、それができないわけじゃないかもしれませんが、それも場合によって違いますし。

【仲道オブザーバー】 今後ますます期日前投票が多分増えてくるのかなと。複数投票制ではないという形をとっているわけですがけれども、現実の運用の面で、今回も50%増えているとか、今後もっと増えてくるといった場合に、全体の投票総数の3割ぐらいが、いずれ期日前投票というようなことになった場合に、それが全く全部死票になってしまうという形になってしまうんですね。確かに、極めて難しい理屈づけになるのかなと思いますけれども、そうじゃなければ、現状の形でいくと。

【大竹委員】 この投票総数の一定割合以上の得票を当選人の要件とする考え方が実際に効果をもたらす、効いてくるのは有力な候補者が亡くなった場合の話ですね。

【蒲島座長】 そうです。

【大竹委員】 ところが、同じように全く有力じゃない方がなくなった場合には、逆に有力な人はこれで影響を受けるわけですね。当選するための得票率が上がってくるわけですから、ハードルが高くなるわけですから。

【蒲島座長】 そうですね。

【大竹委員】 亡くなっていなければ当選できたのが、亡くなったために当選できなくなっちゃったんですね。

【蒲島座長】 ただ、亡くなった方がいっぱい、期日前投票でとっていたとしますね。

【大竹委員】 その方は有力な候補者の場合でしょう。有力な候補者が亡くなった場合には機能してくる制度ですけれども、有力でない方が亡くなった場合においては、むしろそれによって有力な方が非常に影響をこうむるわけですね。

【蒲島座長】 そうです。有効投票よりも数字が高いですからね。

【大竹委員】 はい。そのことを合理的に説明できるのかですね。なぜ加重するのかということ。

【蒲島座長】 そうですね。僕が一番心配しているのは、さっき言ったように、有力でない候補が亡くなられたときに、選挙をやり直したときに、それに対する、これは何だという反発というか、非難というか、それをどう回避するかと。その方法がどこかないかなというのが、この研究会の難しいところかと思います。

【久元選挙部長】 座長がおっしゃいますように、選挙期日を延期するというのが、

どれぐらいの重みを持つのか、つまり非常に重大なことなのかどうかという大きな判断がやっぱり要ると思うんですね。そこはぜひご議論いただきたいと思うんですが、やっぱり今度の参議院選挙の期日にしても、非常に我々も神経をすり減らしたわけです。首長選挙の場合には選挙期日を少しぐらい延ばしたっていいと考えるのか、それとも大きな選挙について言うと、やっぱり選挙期日を1週間動かしたことによって、どんなことが起こるかわかりませんし、災害もあるかもしれませんし、選挙期日を動かすことによって、不測の事態が起きる。あるいは延期すること自体に対して大きな批判が起きるといった、その辺のことをどう考えるのかということだと思っんですね。

仮にその選挙期日を延期しないと、そこは今までの考え方を維持して、1人のときだけ例外的に延期すると。そこは動かさないとしたときに、期日前投票の票が相当無効になったといったような、長崎の例もありますし、それからやはり補充立候補の期限が締め切られた後は、もうどうしようもありませんから、実質的な競争性というものが確保されない事態が生じていると。そこに着目して、一定の要件を加重することによって、その結果が競争性が十分確保されたものではない結果であると判定されたときには、例外的にこれは再選挙にするとか、そんな方法が考え得る余地があるのかどうかと、そこによって、大竹委員がおっしゃるように、何かひずみみたいなものが出てくるおそれというものと、実質的に競争性が確保されない結果が招来したことを、あるいは相当多数の期日前投票が無に帰したということに対する批判を回避するということとの比較をどういうふうに考えるのかと、非常に難しいところだと思うんですけども、その辺が我々も苦慮しているところでもあります。

**【蒲島座長】**　　そういうところで、皆さんのご意見は。谷口さん、どうですか。

**【谷口委員】**　　私としてはこの補充立候補の期間を延長する、あるいは再選挙にするというスキームにおいては、事務局の説明案が相当であると考えます。

**【蒲島座長】**　　事務局の説明案というのは。

**【谷口委員】**　　余計なものはつけ加えない。あと、候補者が1人にならなくても延期、7日延期するということ。。

**【蒲島座長】**　　だから、さっき言ったような批判は甘んじて受ける。

**【谷口委員】**　　ですから、補充立候補の延長スキームをとればという条件を申し上げたわけで、私はなおも有力な候補者が亡くなった場合において期日前投票者が相当無効になることを切り捨てるということに対しては、この補充立候補制度の延長スキームとは、大

竹委員も先ほど指摘になったように、今、かみ合わせられないのではないのかという懸念は依然として持っているということは申し上げたいと思います。

【蒲島座長】 ほか、何かご意見がありますか。

私の気にするところはその1点だけでございます。延長したときに、その延長を、これは30年に1回ぐらいだから、候補者が大体亡くならないだろうという仮定のもとに1週間延期するというふうに決断するか、あるいはこれが頻繁に起こってしまうと、1週間延期したときの、一種の社会的なコストをどう考えるか。

【大竹委員】 現行制度においても、記号式投票を導入しているところは、補充立候補の期間が過ぎた場合には延長なんですね。選挙期日が5日間延ばされるわけですね。現在、47都道府県のうち、5県はもう既に記号式投票を導入していますので、この5県は最悪の場合には選挙期日が延びるということは覚悟しなければだめですね。したがって、選挙期日が延びることが、そんなに特殊な話ではないだろうと。たまたま起きていないので、問題になっていないのでございますけれども。ですから、記号式投票を入れるということは、それを覚悟した上でやるということでございますので、投票期日が延びることですね。それほど投票期日の延期を過大視して、どうしても避けるべき事態ではないだろうと、私は思います。

【蒲島座長】 そうですか。皆さん、いかがですか。特に選挙管理のほうから。

【大竹委員】 今、5県というのは、47県のうち5県。首長選挙で。

【笠置理事官】 知事選挙。

【大竹委員】 知事選挙で。岩手、熊本……。

【笠置理事官】 青森、岩手、島根、熊本、大分、17年末現在ですけど。

【大竹委員】 市町村長は幾つありますか。

【笠置理事官】 市区長で申し上げます、同じ17年度末の調査ですけれども、115団体。町村長は、218団体。

【大竹委員】 今の団体は選挙期日の延期を覚悟したものです。現行制度において。

【蒲島座長】 それをもう一度言っていただくと、記号式の場合、亡くなった場合、やっぱり延長するというのはそういうリストを書き直さなきゃいけないからですか。

【嶋補佐】 記号式の場合は投票用紙の印刷に期間が必要だからです。

【蒲島座長】 印刷にかかるわけですね。

【嶋補佐】 ですので、記号式の場合につきましては、補充立候補制度との関係という



よりは、投票用紙の印刷のために、候補者が死亡した段階から、知事選であれば17日が、死んだ時点からまた17日ということで、ずれていく。同じ幅でずれていくという延長の仕組みになっております。

【蒲島座長】 そう思うと、技術的にはもう覚悟していると。

【大竹委員】 制度的に仕組みられている。

【蒲島座長】 じゃ、次にやり直しかどうか。1週間延びるとしますね、例えば亡くなったときに。そうすると、最初の期日前投票をなかったことにして、もう一回再開するのか、あるいはもう期日前投票は今までのように無効とするのか。そのあたりはいかがでしょうか。

【谷口委員】 これについては、おそらく全部をやり直すということになると、なくなっていない候補者に期日前投票をしたという方に対しても、2度投票しろということになるし、これがなかなか理由もつかないであろうし、そうでないとするのであれば、かつての不在者投票のように、一々封筒に名前を書いて、ただ、そういうことなら技術上というか、論理上可能かもしれないけれども、実質的に可能かどうかという意味では、大きな疑問点がつくという意味で、ここはやはりやり直しはなかなか難しいかなというような印象を受けます。

【蒲島座長】 そうですね。有力でない候補が亡くなって、それまでの期日前投票をすべて無効にして、改めて1週間でやり直すというのもやっぱり大きな問題ですよ。有力である候補者の場合は、それは亡くなったんだから、いずれにしても無効票になってしまうと。これはやっぱりどうですかね。皆さんのご意見を聞きたいんですけど。

【只野委員】 有力な候補が亡くなった場合にフォーカスを合わせますと、やっぱり無効票がいっぱい出てきますので、やり直したいという要望が出てくる可能性もあるかなという気はするんですが。どっちを考えるとということだと思っただけですけど。

【蒲島座長】 それが有力でない、有力であるということをもう考えないということにしたわけですから。

【只野委員】 そうですね。

【蒲島座長】 最初から決めていかなきゃいけないわけですよ。

【只野委員】 わざわざ運動期間を延ばしたということになりますと、やっぱり改めて意思表示の機会を与えるというのも1つの考え方かなという気はするんですが、ただ実務上はどうでしょう。

【小島委員】　そうですね。その実務上の前に期日前投票ですとか不在者投票というのは当日投票の例外という前提がありますので、ある選挙人が投票した時点から、選挙期日までの間に補充立候補があり得るよということは制度的に織り込み済みなので、そういうリスクをある程度背負った制度かなという感じもしないでもないんですけど、ただ、この間の長崎の例で言えば、やっぱりやり直したいという前提もありますので、そういう周知をして、再度有権者に期日前投票所なり、また不在者投票所なりしていただけるという周知というか、機会をどうやってつくるか。

期日前投票ですとか不在者投票というのは、当日行かれないから、そのときしか行かれないから来たんだよという人もいますので、投票機会、新たにどういう形で確保してあげられるのか。逆に投票率が若干下がるかもしれませんが、やり直したいということであれば、やり直しを認めるというやり方も1つの方法かなと思いますけど、実務的にはかなり周知をして、もう一回投票箱をきちっと密閉して、保管して、新たな形でやるといったときに、どういう問題点を想定できるかというのは、私は、今、急には想定しづらいんで玉置さんとか米さんのほうに何かほかに考え方があれば言っていただきたいという感じがします。

【玉置委員】　1週間延期するということについて、期日前投票をした人、名簿をチェックするわけですけども、その名簿をどのようにするかということもありますし、ちょっと想定したことがないのであれですけども、かなり難しいような気がするんですけどね。ちょっと見当がつかないんですけど。

【大竹委員】　そこで問題になっています期日前投票のやり直し云々というのは、投票期日の延期云々とはまた関係ないかもしれませんね。

【蒲島座長】　関係ない。

【大竹委員】　したがって、もし期日前投票のやり直しを認めるということであれば、これは今の制度だったら、オール・オア・ナッシングで、今まで行われた期日前投票は全部なくして、新たにそこから始めますというのしかない。

【蒲島座長】　考え方として、それは再選挙に近いですよ。延期だから、再選挙とは違うので、あくまでも延期だと選挙戦の中の一環ですよ。だから、やり直すということは無理かもしれませんね。

【米委員】　今、有権者への周知というのも大事な話になっているんですけど、実務的には期日前投票をする人が増えてきているんですね。そのため、投票用紙を新たにつくらなければならないのでその時間も必要になると思うし、それを全部やり直しさせるとすれ

ば、かなり時間とか周知、有権者のほうへの投票の機会を確保する面もそうですし、実務的な面で準備が大変になりますね。

【玉置委員】 候補者を周知させるために選挙公報とか、これは条例をつくらなければいけないですけども、公営掲示板とかそういうのがあるわけですけど、その辺を延ばした場合に、どのように取り扱うかということも、どうするんでしょうかね。

【蒲島座長】 だから不在者投票、期日前投票する人はその可能性もあるということを考えの中に入れてするという考え方に立てば、そのリスクはあると。それでも期日前投票するという決断を下したと考えれば、別にやり直しは必要ないかもしれませんね。さっき大竹さんがおっしゃったように、それをすべてなかったものとしてもう一度やり直すということになると、再選挙に近いですよ。延長じゃなくてね。

【大竹委員】 その場合でも、投票期日の延長の場合はさりながら、例えばこの前の長崎の例みたいに、あれは水曜日でしたっけ、そのぐらいの段階で亡くなった場合においても、やり直しをさせられるかですね。

【蒲島座長】 結局、投票の機会を奪われたと思ったわけでしょう、有権者から見れば。特に有力な候補に入れた人は自分たちの投票の行使する権利が奪われてしまったというのが多分批判だったと思うんです。

【大竹委員】 その気持ちは重々わかりますけれども、今の仕組みの中で、その吸収できるような柔軟な制度ができるかとなりますと、なかなか思いつかないですね。

【蒲島座長】 そのところ、法律的にはどうでしょうか。

【只野委員】 どっちかに決めるしかないような感じがするんですが、例えば7日間選挙運動期間がありますね。わざわざ7日延ばしたということになると、やっぱりもう1回投票させろという批判が出てくる可能性が随分あるのかなと。ですから、やっぱり投票期間を延長するということになると、どうしてもそういう批判は覚悟しなければいけないのかなという気もするんですけど。

【大竹委員】 おっしゃっているのは延長した場合のみですか。

【只野委員】 ですね。はい。補充立候補を2日前にしてやり直すというのは難しいですよ、どう見ても。

【蒲島座長】 それはそうですね。

【只野委員】 ええ。ですから、延ばした場合に、例えば一気に運動期間が倍になったという話になると、やっぱりもう1回投票させてくれという話が出てきそうな気はするん

ですが。

【蒲島座長】 例えば3分の1ぐらい、不在者投票というか、期日前投票をしたと仮定、2割でもいいですけど、2割ぐらいの人が投票の機会を奪われて、それをどう考えるかな。多分、期日前投票は増えていくでしょうから。

今後、今の制度で1週間延ばした場合、仮定すれば、その期日前投票のやり直しというのは、それに伴う管理上の問題点はいかがですかね。

【大竹委員】 期日の延期は再選挙の話じゃないわけなんですね。単に期日を延ばして、その期間は運動期間にされるわけですね。その中で、そのときのみ期日前投票をすべてなくすというのは何かおかしくないですかね。新たな選挙をやる形の制度設計をしていかなないと、なかなか難しいんじゃないかなという気がいたします。

【蒲島座長】 どれをとってもなかなか難しい問題で、一応こういう問題点を踏まえて、皆さん考えていただいて、次に決選投票について少し、きょうお話ししたいと思います。すみません、決選投票について、もう一度説明をしていただいてもいいですか。

【嶋補佐】 法定得票数以上の得票者がなく当選人が定められなかった場合における再度の投票のあり方については、まず一つの案として、これまでも議論がございました現行の法定得票数、4分の1以上となっております。これを6分の1以上に引き下げるといふ、法定得票数の引き下げでございます。そうしますと、過去、先ほど資料4でごらんいただきましたが、再選挙になっていた長の選挙で法定得票数を獲得した者がいないということで再選挙になっていた事例というものは、6分の1以上ということで引き下げますと、すべて1回目で当選人が決まっていたということになりますので、1つの解決策として考えられるということでございます。

それから、決選投票制度の原則に戻るといふことで、過半数得票主義を原則にするといふことで、法定得票数も第1回目の投票で2分の1に引き上げまして、2分の1とれた候補がいらないような場合につきましては、上位2人の決選投票制度にするという考え方がございます。

この考え方が理論的にはもともとの考え方であるわけですが、そうはいかない場合といふことで、法定得票数は現行どおり4分の1以上としたままで、1回目の投票で4分の1以上獲得した者がいない場合につきましては、上位2人による決選投票制度を導入するといふ考え方がございます。

また、こちら資料でごらんいただきましたが、過去の再選挙の事例を見ますと、必ず

しも再選挙の場合に、上位2名の中から当選人が決まっていたということではございませんので、必ず2回目で当選人を決めるということであれば、法定得票数が4分の1でありますから、上位4人であれば、必ず2回目で決まるということで、上位4人による決選投票制度というような仕組みも考えられるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

**【蒲島座長】** 皆さんのご意見をどうぞ。

先ほどの4分の1から6分の1に引き下げることの理論的な説明はつきますでしょうかね。

**【谷口委員】** 衆議院の小選挙区が6分の1ですよ。これは何ですか。

**【嶋補佐】** もともと参議院の選挙区選挙の法定得票数というのが、先に6分の1に引き下げられていたという経緯がございまして、平成6年に衆議院小選挙区が導入された段階で、参議院のほうの当時の6分の1に衆議院のほうも合わせるとということで、6分の1にしたということでございます。

**【谷口委員】** とすると、座長がお尋ねの件は、「に合わせると」という以上の言葉になるわけですね。

**【蒲島座長】** そうすると、一切起こらないんですか。6分の1にすれば、決選投票は。

**【嶋補佐】** 理論的には6分の1がとれない場合というのは当然あるわけでございますが、現に生じている例では6分の1をとれなかった例はなかったということです。

**【蒲島座長】** 皆さん、どうですか。6分の1に統一する？

**【大竹委員】** 現在、首長さんについての選挙で、特に都道府県知事の場合には、ただでさえ投票率が低いという指摘があるわけでございますね。その中でまた法定得票数もここまで引き下げていった場合に、独任機関として、都道府県の執行のすべての責任者である知事を極めて低い得票率で選任することによって、その正当性が与えられるかどうかという議論まで出てくるんじゃないかという気がします。やはり執行権を持っている首長さんというのは、それなりの支持を背景とすべきという感じがしますので、6分の1に引き下げるとはあまりにもそこまで引き下げするのはいかがかという気がいたします。

**【蒲島座長】** 知事の場合、投票率が低いですよ。特に非常に競争性がないところでは。だから、低い投票率の中で、投票率の高さがもう少し大きなインパクトがあるような気がして、この法定得票数そのものはあまり意味を持たないような気がするんですけどね。投票に行かないか行くかの判断で大体決まって、低い投票率の中で4分の1か、6分の1

かというのはどういう意味を持つかというのは……。

【大竹委員】 投票率が低いことで、そもそもその正当性が疑われている場合もあり得るわけですね。その中で、さらに法定得票率を引き下げますと、あまりにもという気がします。せめて4分の1、むしろ4分の1以上に高めろという議論もあってしかるべきじゃないかと思います。6分の1じゃ、ちょっと下げ過ぎじゃないかという気がします。

【蒲島座長】 4分の1のままでいけば、次の選択は決選投票。いずれにしても、同じ選挙ということで、上位2人か4人かということになりますか。学長選挙とか、学部長選挙との関連で言うと、僕らが親しんでいるのは、上位2人ですよ。

【谷口委員】 非常にローカルな話になってしまいますけれども、その場合はただ、一番最後の3回目とか4回目とかの話ですから。2回目でやることもありますので。

話をちょっと戻しまして、おそらく法定得票数を引き下げようという考えというのは、これは再選挙をそもそも防ごうというか、起こりにくくしようという発想ですね。決選投票の導入というのは、これは再選挙で決着をつけようという設計ですよ。そのどちらをとるかというあたりからではないかと思います。もちろん6分の1というのも例えば衆議院、参議院の補欠選挙のときも、投票率は惨澹たるものであるわけですから、あまり公職の種類によってどうのこうのということは気にしなくてもいいのかなという気がしないわけではありません。別に、だからといって、私は法定得票数の引き下げがいいと思っています。この点については無差別ではありますが。

【蒲島座長】 いずれにしても、現状では選挙をしなければいけないわけですから、1回目と同じ候補者で決着をつけようというのが決選投票だと思うんですね。

【谷口委員】 2回目ですね。

【蒲島座長】 2回です。どうでしょうか。

【米委員】 今、現状ですと、2回目以降には1回目に立候補しない人が出てきて、またなおかつ、それでやると再選挙、また再々選挙となる可能性がある。それだけ空白期間が増える。この期間を防ぐためにこの案を考えていると思いますので。

それと、大竹委員がおっしゃったように、今マスコミでも投票率が低くて、それをなおかつ下げるということは、かなり問題があるなと思いますので、私とすれば、法定得票数は今までどおりとして、ある程度立候補する方の制限をするというほうが、いろいろな面の政治的空白期間をつくるということもなくいいのかなと思いますので、どうしてもだったら法定得票数を4分の1、上位4名の決選投票のほうがいいんじゃないかなと思って

おりますけど。

上位2人でもいいのかなど思っていたんですけど、今のお話を聞きますと、必ずしも上位2人でということでないこともありましたので、個人的には上位2人でもいいのかなど思っていたんですけど、こういう例があるとすれば、4人に絞れば、4分の1はとれるだろうと、今思ったところです。

【蒲島座長】 皆さん、いかがですか。理論上は上位4人だともう1回ということもあり得るわけですね。すべて4分の1というと。

【大竹委員】 いえ、4分の1にそろいますと、それで抽選をやるわけですから。皆さん、きっちり4分の1とれば、抽選です、それは4人で。

【小島委員】 やっぱり今、米委員のおっしゃったような観点から、この決選投票制度を導入するということであれば、管理する側からも2回目できっちり決着がつくと。大竹委員がおっしゃったように、同数の場合は選挙長のくじによって、当選人を決定するという仕組みがありますので、それが一番わかりやすし、いいのかなどという感じがいたします。

【蒲島座長】 時間がだんだん迫ってきました。もうちょっと慎重に審議する時間を持ちたいと思います。でも、きょうの議論を聞いてみて、期日前2日までということに関しては、理論的にもそれが望ましいし、それから管理上もそれほど困難でもない。これは非常事態、緊急事態なので、できそうだということなので、そこは大体コンセンサスが合ったのかなと。

それから、補充立候補のための期日の延期に関しても、1週間、だれが亡くなくても延期するという方向が強いかなどという気がしました。私の危惧は皆さんに伝えたように、実際に有力でない人が亡くなったときに、相当非難ごうごうの可能性もあります。多分、そこで差別化を考えたわけですが、やはりちょっとそれは難しいのかなと。これについてはまたもう一度、皆さん持って帰っていただいて、ここでの話題にしたいと思います。

それから、期日前投票についても、ちょっとまだ今日は議論が収束しなかったような気がしますので、これももう少し次回に考えてみたいと思います。

無効投票率が一定率以上であるということと再選挙事由とするということ、死亡した候補者に対する投票を有効として取り扱うことに関しては、これは先ほどの議論と重なっているわけですが、結局、いずれにしても候補者が亡くなったときに、1週間延期するという方向に行けば、これらの点については、もうあまり考える必要はないんじゃないですか。どうですか、久元さん。

【久元選挙部長】 結局、補充立候補の届出期間を選挙期日前2日までにするというのは、ほぼそういうご意見だったと思いますし、それから決選投票につきましても、法定得票数を4分の1のままで上位4名でという案をベースに考えていただくということだったんだろうと思いますが、この期日の延期の話と、それからこの期日前投票の話と、それから無効投票率が一定率以上であることの話はやっぱりちょっと相互に関連しているところもあるものですから、再度、きょうは延期というご意見が多かったということ踏まえて、またちょっと私どものほうで材料も再整理させていただいて、またご論議いただければという気がいたします。

【蒲島座長】 じゃ、最後ですけれども、部長から一言。それでよろしいですか。

【久元選挙部長】 ええ、大体以上です。

【蒲島座長】 そうですか。

きょうは論点が非常に整理されていたということと、議論が思った以上に進んだので、大体の方向性が見えてきたのかなという気がします。それでは時間となりましたので、これで第3回の補充立候補制度のあり方に関する研究会を終わりたいと思います。皆様、どうもお疲れさまでした。